

広島県告示第五百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第五十条の二の規定によつて、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があつた。

平成二十二年六月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏 名	住 所	業務の種類	廃止年月日
治療院一休さん	尾道市美ノ郷町三成三五 一番地二八五	はり・きゆう	平成二十二年三月二日
治療院一休さん	尾道市美ノ郷町三成三五 一番地二八五	あん摩マッサージ	平成二十二年三月二日
新生整骨院宮島店	廿日市物見西一丁目一 三番一四号	柔道整復	平成二十二年四月五日